

# 水環境いばらき

〔 社団法人 茨城県水質保全協会 会報 〕

平成17年9月1日

第1号

MIZUKANKYOU IBARAKI



水戸市千波湖畔にて

- 平成17年度通常総会開催
- 浄化槽法を一部改正
- 浄化槽補助金の概要
- 茨城県霞ヶ浦環境科学センターオープン
- 平成16年度法定検査結果





## 会報の創刊に当たって

理事長 藤枝 金三

茨城県は、霞ヶ浦など多くの河川・湖沼がある水と緑に恵まれた土地であり、現代に生きる私達はこの先人から代々引き継がれてきた豊かな水を後世に引き継いでいく義務があります。

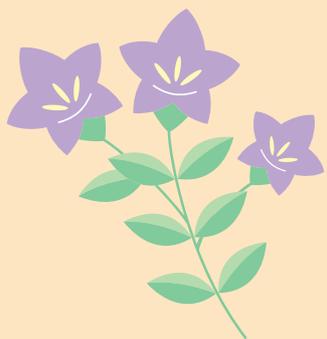
当協会は、昭和49年の設立以来、浄化槽という水をきれいにする装置をとおしてこの豊かな水環境を守るために、会員一同が浄化槽の普及と適正な施工、維持管理に向けて様々な指導や広報啓発活動を実施し、本県の水質保全の一端を担ってまいりました。

この間、浄化槽は時代の要請に応じて広く普及し、処理性能も格段に向上して、下水道と同等の恒久的な生活排水処理施設として位置付けられたことから、その役割も「し尿を衛生的に処理する」から「生活排水を適正に処理する」に変わり、水質保全を図る観点からの使命も一段と重要性を増してきております。

河川・湖沼等の公共用水域の水質を良好に保全し、より豊かな水環境を創造するためには、私達一人ひとりがそれぞれ何をしなければならないか、何ができるかを再確認し、積極的に行動していくことと併せて県民、行政、業界そして協会が協働して取り組みを進めることが特に大切であると考えております。

このようなことから、今度、会報を定期的に刊行して、浄化槽への知識と理解を深め、また、浄化槽を取り巻く様々な情勢の変化に的確に対応できるよう行政の動向、技術開発の状況、及び普及活動等様々な有益な情報を会員のほか浄化槽業界や広く県民の皆様にも提供するとともに会員相互の研鑽を深めることといたしました。

会員の皆様におかれましては、この会報を十分にご活用いただきまして、茨城の豊かな水環境の保全になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、創刊に当たってのご挨拶といたします。





## 創刊に当たって

茨城県知事 橋本 昌

社団法人茨城県水質保全協会の会報「水環境いばらき」が創刊されますことを心からお喜び申し上げます。

茨城県水質保全協会におかれましては、昭和61年3月に、浄化槽法に基づく検査機関として指定されて以来、今日まで、本県唯一の指定検査機関として、浄化槽法に定める検査を通じ、本県の湖沼及び河川等の水質汚濁防止、水環境保全に多大な貢献をされており、藤枝理事長さんをはじめ皆様方のご尽力に深く敬意を表する次第でございます。

さて、浄化槽は、下水道や農業集落排水施設と並ぶ水処理施設として、人工の集中度が低い地域では効率的であることから、県といたしましては、浄化槽の設置に対する補助事業を行う市町村を助成し、普及に努めているところでございます。

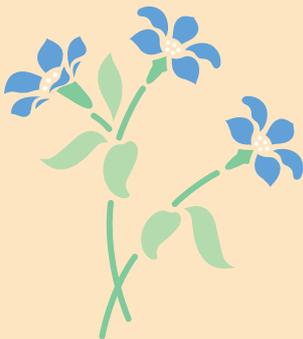
特に、霞ヶ浦流域や、牛久沼、湖沼の流域については、生活排水による湖沼の富栄養化を防止するため、窒素とりんを除去することができる高度処理型浄化槽の設置を補助する市町村を助成するなど、湖沼や河川の水質浄化に全力をあげて取り組んでおります。

また、浄化槽法の規定に基づく保守点検、清掃及び法定検査が適正に行われるよう、情報の提供に努めているところでございます。

このような中、茨城県水質保全協会が会報を創刊され、協会に関する情報公開と、浄化槽の仕組みや維持管理の方法、法令等に関する情報を、広く県民と事業者の皆様が発信されますことは、誠に意義のあることと存じます。

茨城県水質保全協会におかれましては、今後とも、浄化槽の適正な維持管理、優良工事の促進、施工技術の向上などについて、事業者の皆様への支援に努められ、生活環境の向上と、公共用水域の水質浄化について、一層のご尽力をいただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、茨城県水質保全協会が、今後、益々発展されますとともに、この会報が県民の皆様へ、長く愛読されますことをご祈念申し上げ、創刊に当たっての挨拶といたします。



**平成17年度第31回通常総会を開催**

5月27日(金)水戸市内において、第31回通常総会を開催しました。県廃棄物対策課長(総括補佐代理出席)、各地方総合事務所環境保全課長、(社)茨城県環境保全協会理事長の来賓の御出席をいただき、代表して県廃棄物対策課長よりご挨拶をいただきました。

そして理事会から提出された議案について長時間にわたり慎重に審議し、その結果全ての議案について承認されました。



今回は、役員の変更の時期に当たり、まず総会出席者の中から役員推薦委員を選出し、そこで推薦された理事等候補者が総会に諮られ承認されました。引き続き行われた理事会において、理事長、副理事長、専務理事が選出されました。藤枝理事長が引き続き理事長に再任され、副理事長を退任し相談役に就任した荒井副理事長の後任に、伊沢副理事長が選任されました。

そのほか福田理事(下妻支部)、砂押監事(ひたちなか支部)、金監事(潮来支部)が新たに選任されました。

**浄化槽関係業者功労者表彰**

総会に先立ち、浄化槽関係業者功労者表彰が行われました。全国浄化槽団体連合会会長からは2名が表彰され藤枝理事長から伝達されました。

引き続き、茨城県水質保全協会理事長表彰状と感謝状の表彰式が行われました。

- 全国浄化槽団体連合会会長 表彰状 (株)日立ハウステック東日本 東関東支店 戸木 賢一
- 全国浄化槽団体連合会会長 感謝状 石井輝一商店 石井 明

○理事長表彰状

山田 衛	(有)山田設備	大宮
吉村 芳親	(有)新晃設備	常陸太田
石井 正道	石井電機商会	大子
飯島 恵	(株)キタスイ総合設備	高萩
岡野 しま	岡野さく井設備工業	竜ヶ崎
岩瀬市之介	(有)岩瀬ポンプ工業所	土浦
手塚 保夫	手塚衛生	つくば



## ○理事長感謝状

菊池 英一	(有)北茨城営繕	高萩
吉崎 淳之	麻生ガス設備センター	潮来
瀬尾 正	黄金開発商事(株)	土浦
石井 勝	川村工業(株)	土浦
山内 一晃	(株)バイオクリーン	つくば
塚原 喜充	(有)サンワ浄化槽サービス	県西



## 平成17年度役員名簿

役 職	氏 名	事業所名	所属支部
理 事 長	藤 枝 金 三	常盤工事(株)	土 浦
副 理 事 長	大 竹 伸 一	(株)フジクリーン茨城	水 戸
副 理 事 長	霜 田 嘉 津 郎	(株)東研	県 西
副 理 事 長	伊 沢 勝 義	(株)住恵	竜 ケ 崎
専 務 理 事	中 野 昌 廣	(社)茨城県水質保全協会	
理 事	立 原 憲 男	サンユー機工(株)	水 戸
”	露 崎 正 男	笠間ハクアイ社	笠 間
”	宝 地 孝 之	(株)宝設備	ひたちなか
”	望 月 福 男	勝田環境(株)	ひたちなか
”	山 田 久 明	山喜(株)	大 宮
”	野 内 二 三 雄	野内商事(株)	常 陸 太 田
”	石 井 明	石井輝一商店	大 子
”	五 十 嵐 裕 治	(株)タケムラ	日 立
”	三 木 廣 通	(有)高萩清掃社	高 萩
”	大 槻 武 徳	(有)大槻製材所	鉾 田
”	安 齊 猛 男	(株)ダイセツ	潮 来
”	須 賀 田 一 郎	(有)須賀田設備工業	潮 来
”	宮 本 秀 男	(株)プラントサービス	土 浦
”	大 貫 良 一	(有)城東クリーンサービス	石 岡
”	中 山 勝 夫	中山環境エンジ(株)	つ く ば
”	落 合 勇	(有)落合工業所	下 館
”	福 田 修	福田冷機工業	下 妻
”	吉 田 清	(有)吉田設備	水 海 道
”	佐 々 木 祐	ミドリメンテナンス	県 西
”	戸 木 賢 一	(株)日立ハウステック東日本東関東支店	メ ー カ ー
監 事	品 川 享 久	(株)品川設備	土 浦
”	砂 押 義 郎	砂押工業(株)	ひたちなか
”	金 隆 博	共立エンジニアリング(株)	潮 来
相 談 役	五 十 嵐 宏	(株)タケムラ	
”	植 竹 忻 一	植竹工業(株)	
”	荒 井 廣 治	清和工業(株)	
顧 問	市 毛 優	茨城県生活環境部廃棄物対策課	

## 浄化槽法の一部を改正する法律が成立

浄化槽法の一部を改正する法案がさる5月12日可決成立しました。改正のポイントと主な改正点は下記のとおりです。

### 改正のポイント

- 目的の明確化  
法の目的に「公共用水域等の水質の保全」を明示するとともに、「し尿等」を「し尿及び雑排水」に改める。
- 放流水に係る水質基準の創設  
放流水の水質を担保するために、水質について技術上の基準を定めるとともに、この基準を構造基準に反映させる。(環境省令で定める)
- 設置後の水質検査時期の適正化  
浄化槽設置後は、水質検査を受けるまでの間、生活環境への悪影響が放置されることがないように、検査時期を見直す。(環境省令で定める)
- 適正な維持管理を確保するための都道府県の監督規定の強化
  - ・浄化槽の廃止、法定検査結果等を確実に把握できる制度を設ける。
  - ・法定検査を受検しない者に対し、指導監督に関する規定を設ける。

### 主な改正点

- 1 浄化槽に関する基準等(第4条)  
環境大臣は、浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質について、環境省令で技術上の基準を定めなければならない。
- 2 設置後等の水質検査(第7条)
  - ①浄化槽管理者は、環境省令で定める期間内に指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。
  - ②指定検査機関は、検査を実施したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく環境省令で定める事項を知事に報告しなければならない。(11条検査についても同じ)
- 3 7条及び11条検査についての勧告及び命令等(第7条の2、第12条の2)
  - ①知事は、浄化槽管理者に対し、検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。
  - ②知事は、浄化槽管理者に対し、生活環境の保全及び公衆衛生上必要と認めるときは、期限を定めて検査を受けべき旨の勧告をすることができる。
  - ③知事は、勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくその措置をとらなかったときは、期限を定めて措置をとるべきことを命ずることができる。  
[命令に違反した者は、30万円以下の過料]
- 4 廃止の届出(第11条の2)  
浄化槽管理者は、浄化槽の使用を廃止した日から30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。  
[届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料]
- 5 報告徴収、立入検査等(第53条)
  - ①知事は、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽保守点検業者及び浄化槽管理士に対し必要な報告をさせ、また職員に必要な立入検査をさせることができる。(保守点検業者等を追加)  
[報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金]  
[立入検査を拒み、妨げた者は、30万円以下の罰金]
  - ②国は、浄化槽製造業者に対しその職員に必要な立入検査をさせることができる。(製造業者を追加)  
[立入検査を拒み、妨げた者は、30万円以下の罰金]
- 6 罰則の強化(第67条)  
第67条1～4号の規定に該当する製造業者、工事業者、清掃業者等に対する過料を15万円から20万円に引き上げる。(変更届、廃業届、登録抹消通知、標識の掲示等)
- 7 施行期日 平成18年2月1日

注 環境省令の内容については、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に設置された「浄化槽専門委員会」において検討審議後告示される予定。



## 茨城県霞ヶ浦環境科学センターがオープン

霞ヶ浦が望める高台に、4月22日に開設されました。これまで、水戸市にあった公害技術センターの業務を引き継ぐとともに、茨城県の湖沼・河川の水質保全の研究拠点として設置されました。県民・企業・研究者・行政の交流の場としての今後の活動が期待されています。



### ■利用案内

開館時間 ● 9:30～20:00(火・日曜は18:00まで)  
 展示室 ● 展示交流広場/10:00～16:30(入館は16:00まで)  
 休館日 ● 毎週月曜日(祝祭日の場合はその翌日)、  
 年末年始(12月29日～翌年1月1日)  
 交通 ● 常磐自動車道土浦北ICから約25分  
 土浦駅東口から車またはタクシーで約15分

### ■お問い合わせ先



## 茨城県霞ヶ浦環境科学センター

〒300-0023 茨城県土浦市沖宿町1853番地  
 電話/029-828-0960(代表)  
 FAX/029-828-0967  
 E-mail/info@kasumigaura.pref.ibaraki.jp

## 嘱託採水員講習会について

現在、282社625人の嘱託採水員に11条検査のお手伝いをいただいています。今後、県と協会が協力して未管理浄化槽の撲滅と法定検査の受検促進について積極的に対応していく予定です。このため、これらの受け皿となる新11条検査をお手伝いしていただく嘱託採水員を養成していく必要があります。会員におかれましては、講習会を受講していただき法定検査実施率向上のためにご協力をお願いします。

講習会については、受講希望者が集まり次第随時実施していく予定です。開催についての情報は、当協会のホームページに掲載しますのでご覧ください。



## 浄化槽工事業登録の更新について

平成12年に一斉更新した、浄化槽工事業の登録有効期限が12月で満了になります。該当する方は更新手続を忘れないようにして下さい。登録申請用紙等は協会でも販売していますので、作成方法等不明な点はお問い合わせ下さい。

## 浄化槽技術管理者講習会を開催

6月29日から7月1日の3日間、水戸市民会館で80名の浄化槽管理士の受講者を集め、浄化槽技術管理者講習会を開催しました。講習会の最後に審査が行われ合格が判定されます。

合格された方は501人槽以上の浄化槽を統括して管理することができますようになりますが、今後のご活躍を期待いたします。



## 保守点検実績報告書の提出について

16年度保守点検を実施した浄化槽の保守点検実績報告書の提出期限は、6月30日までです。まだ、提出が済んでいない方は、至急提出して下さい。

なお、この保守点検実績報告書については、県と協会が協力し、浄化槽設置状況の把握と未管理浄化槽の管理指導に使用します。

※実績報告の様式が平成16年4月から変更されています。新様式で提出して下さい。

提出先:各県地方総合事務所 環境保全課  
 不明な点は、事務局までお問い合わせ下さい。

# 平成17年度 茨城県の浄化槽補助金の概要

## 1 浄化槽設置助成費(継続)

●霞ヶ浦流域等以外は通常型浄化槽、霞ヶ浦流域等は窒素除去型高度処理浄化槽(N型)が対象。

### (1)個人設置型

①補助対象地域

- ア 下水道事業認可区域及び農業集落排水事業計画区域を除く地域
- イ 下水道の整備が当分の間(7年間)見込まれない下水道事業認可区域
- ウ 農業集落排水施設の整備が当分の間(7年間)見込まれない農業集落排水事業計画区域

②対象浄化槽

- 通常型浄化槽 設置費用(5人槽) 888千円/基  
負担額(設置者534千円、国118千円、県118千円、市町村118千円)
- 窒素除去型高度処理浄化槽(N型) 設置費用(5人槽) 1,110千円/基  
負担額(設置者666千円、国148千円、県148千円、市町村148千円)

### (2)市町村設置型・・・県費補助は無し

実施予定市町村 常陸大宮市、常陸太田市(旧里見村)、日立市

### (3)県予算額 339,706千円

国庫補助分	通常型		N型	
	基数	補助額	基数	補助額
	2,409基	273,861千円	451基	65,845千円

## 2 霞ヶ浦方式浄化槽設置促進事業費(継続)

●霞ヶ浦流域等について、窒素及びりん除去型高度処理浄化槽(NP型)が対象。

### (1)個人設置型

①補助対象地域 浄化槽設置助成費と同じ

②対象浄化槽

- 窒素及びりん除去型高度処理浄化槽(NP型) 設置費用(5人槽) 1,323千円/基  
負担額(設置者621千円、国176千円、県263千円、市町村263千円)
- ※県単上乘せ補助: NP型と通常型との設置者負担の差額(261千円)に対し、設置者、県、市町村が1/3づつ負担する。
- 他に、りん除去装置有り 設置費用(5人槽) 320千円/基  
負担額(設置者107千円、県106千円、市町村106千円)

### (2)市町村設置型

①補助対象地域 下水道事業認可区域及び農業集落排水事業計画区域を除く地域

②対象浄化槽 窒素及びりん除去型高度処理浄化槽(NP型)

③補助の内容

- ア 計画策定費補助・・・事業整備計画策定に要する費用(コンサル等に事務委託する場合の経費)の一部を補助  
補助基準額 3,000千円 補助率 1/2  
※牛久市、岩瀬町を予定
- イ 設置整備費補助・・・下水道事業債から交付税措置分を控除した額(市町村実負担分)の1/2を補助  
(財政力指数による交付率有り)

### (3)県予算額 76,074千円(事務費563千円含む)

	NP型		りん除去装置		計画策定費		設置整備費	
	基数	補助額	基数	補助額	市町村	補助額	基数	補助額
国庫補助分	220	43,066						
県単上乘せ	220	24,745	10	1,060	2	3,000	20	3,640
合計	220	67,811	10	1,060	2	3,000	20	3,640

## 平成17年度 浄化槽設置整備事業(補助金分)

市町村名	計画基数	備考	※1	※2	市町村名	計画基数	備考	※1	※2
水戸市	177				旧明野町	13	高度処理7基	○	○
土浦市	9	高度処理	○	○	龍ヶ崎市	15	高度処理	○	○
石岡市	17	高度処理	○	○	下妻市	36	高度処理1基	○	
結城市	60				常陸太田市	69			
水海道市	42				ひたちなか市	210			
笠間市	60	高度処理6基	○		東海村	18			
牛久市	29	高度処理	○	○	大子町	51			
つくば市	42	高度処理20基	○	○	波崎町	30			
茨城町	22	高度処理2基	○	○	河内町	5	高度処理	○	
美野里町	20	高度処理	○		真壁町	18	高度処理	○	
友部町	29	高度処理2基	○		大和村	5	高度処理	○	
岩間町	12	高度処理2基	○		小川町	10	高度処理	○	
岩瀬町	20	高度処理	○		千代川村	6			
銚田町	11	高度処理8基		○	旧取手市	25			
大洋村	9	高度処理4基		○	旭村	37	高度処理9基		○
鹿嶋市	11	高度処理6基		○	総和町	46			
神栖町	35				八千代町	21			
麻生町	6	高度処理		○	石下町	24			
潮来市	6	高度処理		○	旧協和町	12	高度処理11基	○	○
北浦町	4	高度処理		○	旧下館市	30			
玉造町	6	高度処理	○	○	日立市	12			
阿見町	15	高度処理	○		美浦村	7	高度処理	○	
旧霞ヶ浦町	15	高度処理	○		古河市	4			
玉里村	6	高度処理	○	○	旧関城町	21			
八郷町	18	高度処理	○		五霞町	2	高度処理	○	
千代田町	3	高度処理	○		境町	6			
伊奈町	18	高度処理	○	○	北茨城市	71			
三和町	27				高萩市	27			
藤代町	15				大洗町	21	高度処理2基		○
利根町	9	高度処理		○	谷和原村	1			
新治村	2	高度処理	○		那珂市	75			
常陸大宮市	72				城里町	31			
坂東市	58				稲敷市	24	高度処理	○	○
					合計	1,868			

高度処理の内容 ※1・窒素又はりん ※2・窒素及びりん

## 平成17年度 浄化槽市町村整備推進事業(補助金分)

市町村名	計画基数	事業開始年度
日立市	25	平成15年
常陸太田市	65	平成11年
常陸大宮市	82	平成13年
合計	172	

平成17年度 汚水処理施設整備交付金第1次認定  
数字は計画基数です

水海道市(92) 筑西市(538) 城里町(50)  
 小川町(30) 銚田町(75) 那珂市(154)  
 北茨城市(255) 稲敷市(20) 美浦村(12)  
 かすみがうら市(50) 岩瀬町(3) 河内町(45)  
 八千代町(175)

## 平成16年度市町村別浄化槽設置届出状況

※合併前の市町村の届出基数は、合併後の市町村の届出基数に合算してあります。

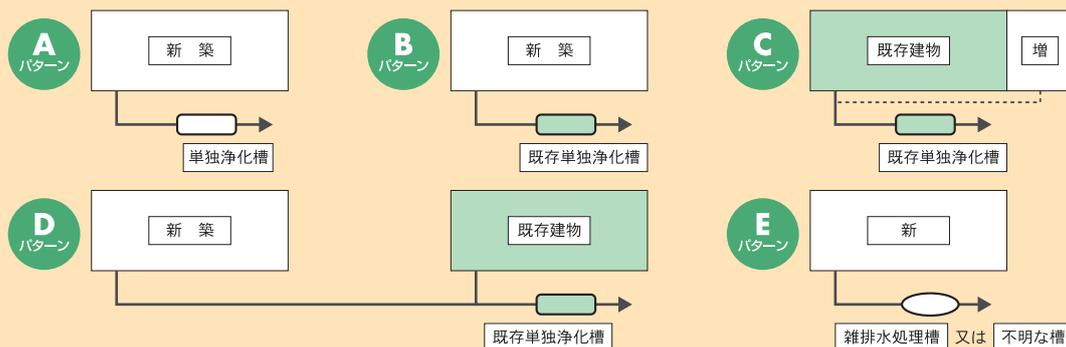
市町村名	基数	市町村名	基数	市町村名	基数	市町村名	基数
水戸市	886	鹿嶋市	339	土浦市	58	古河市	68
日立市	105	潮来市	33	石岡市	85	結城市	195
常陸太田市	214	旭村	45	龍ヶ崎市	27	下妻市	122
高萩市	60	鉾田町	108	取手市	175	水海道市	151
北茨城市	204	大洋村	84	牛久市	74	坂東市	165
笠間市	136	神栖町	156	つくば市	240	筑西市	318
ひたちなか市	525	波崎町	79	守谷市	3	真壁町	61
常陸大宮市	303	麻生町	51	稲敷市	96	大和村	15
那珂市	201	北浦町	18	かすみがうら市	34	八千代町	92
茨城町	131	玉造町	51	美浦村	26	千代川村	40
小川町	61			阿見町	62	石下町	109
美野里町	81			河内町	14	総和町	119
大洗町	49			玉里村	44	五霞町	5
城里町	75			八郷町	67	三和町	109
友部町	94			新治村	5	境町	60
岩間町	48			伊奈町	61		
岩瀬町	74			谷和原村	21		
東海村	74			利根町	13		
大子町	166						
県北 計	3,487	鹿行 計	964	県南 計	1,105	県西 計	1,629
						県合計	7,185

### 単独浄化槽の設置状況について

7条検査において、単独浄化槽設置(使用)が今でもしばしば見られます。いうまでもなく、単独浄化槽は平成13年4月1日より原則設置できません。新規に設置されているものもありますが、多いのは家を新築する際既存の単独浄化槽をそのまま使用しているケースや別棟の単独浄化槽に接続するケースです。

家を新築するときや増築するとき、単独浄化槽から合併浄化槽に切り替える絶好の機会ですので、設置者に合併浄化槽設置の意義と法律遵守を説明するようお願いします。

#### < 単独浄化槽の設置(使用)パターン >



## 平成16年度法定検査結果(1)

16年度の法定検査結果について、2回に分けて掲載します。

7条検査については、15年度とほぼ同じ実施基数でした。不適正率は、前年度26.6%に対し26.9%と変化がありませんでしたが、これを地域別に見ると、毎年同じく保守点検実施率が低い鹿行地域が高くなっています。

11条検査においても不適正率は、4.3%と15年度とほぼ同じ結果になっています。保守点検未実施率は、10人槽以下を新11条検査方式で行っていますので低くなっています。

### 7条検査 市町村別判定結果

市町村名	適正	おおむね適正	不適正	計	不適正率	市町村名	適正	おおむね適正	不適正	計	不適正率
水戸市	181	168	88	437	20.1%	鹿嶋市	96	86	133	315	42.2%
日立市	84	28	11	123	8.9%	潮来市	12	7	11	30	36.7%
常陸太田市	206	94	47	347	13.5%	旭村	25	12	21	58	36.2%
高萩市	48	28	16	92	17.4%	銚田町	48	18	56	122	45.9%
北茨城市	34	48	20	102	19.6%	大洋村	11	11	19	41	46.3%
笠間市	44	20	37	101	36.6%	神栖町	18	16	21	55	38.2%
ひたちなか市	334	162	91	587	15.5%	波崎町	4	5	9	18	50.0%
常陸大宮市	65	60	19	144	13.2%	麻生町	20	6	14	40	35.0%
那珂市	124	59	34	217	15.7%	北浦町	8	8	9	25	36.0%
茨城町	81	38	40	159	25.2%	玉造町	21	6	14	41	34.1%
小川町	8	10	24	42	57.1%						
美野里町	24	18	18	60	30.0%						
大洗町	19	7	11	37	29.7%						
城里町	26	26	8	60	13.3%						
友部町	15	20	12	47	25.5%						
岩間町	26	18	14	58	24.1%						
岩瀬町	26	21	19	66	28.8%						
東海村	63	24	20	107	18.7%						
大子町	77	69	16	162	9.9%						
県北 計	1,485	918	545	2,948	18.5%	鹿行計	263	175	307	745	41.2%
市町村名	適正	おおむね適正	不適正	計	不適正率	市町村名	適正	おおむね適正	不適正	計	不適正率
土浦市	51	41	41	133	30.8%	古河市	22	27	13	62	21.0%
石岡市	24	28	23	75	30.7%	結城市	67	46	34	147	23.1%
龍ヶ崎市	23	19	33	75	44.0%	下妻市	22	40	22	84	26.2%
取手市	70	85	61	216	28.2%	水海道市	55	35	37	127	29.1%
牛久市	86	34	39	159	24.5%	坂東市	64	80	97	241	40.2%
つくば市	79	106	62	247	25.1%	筑西市	105	127	77	309	24.9%
守谷市	0	0	8	8	100%	真壁町	17	18	21	56	37.5%
稲敷市	22	14	10	46	21.7%	大和村	1	4	3	8	37.5%
かすみがうら市	27	27	25	79	31.6%	八千代町	22	49	35	106	33.0%
美浦村	20	13	9	42	21.4%	千代川村	4	14	19	37	51.4%
阿見町	28	19	29	76	38.2%	石下町	18	21	53	92	57.6%
河内町	1	0	6	7	85.7%	総和町	44	36	20	100	20.0%
玉里村	11	12	10	33	30.3%	五霞町	0	1	0	1	0.0%
八郷町	15	14	14	43	32.6%	三和町	36	32	39	107	36.4%
新治村	1	3	3	7	42.9%	境町	14	20	39	73	53.4%
伊奈町	10	14	23	47	48.9%						
谷和原村	2	1	5	8	62.5%						
利根町	7	11	4	22	18.2%						
県南 計	477	441	405	1,323	30.6%	県西計	491	550	509	1,550	32.8%
						県合計	2,716	2,084	1,766	6,566	26.9%

## 2 11条検査 市町村別判定結果

市町村名	適正	おおむね適正	不適正	計	不適正率	市町村名	適正	おおむね適正	不適正	計	不適正率
水戸市	2,320	781	104	3,205	3.2%	鹿嶋市	952	125	32	1,109	2.9%
日立市	150	24	5	179	2.8%	潮来市	70	23	4	7	4.1%
常陸太田市	1,187	199	26	1,412	1.8%	旭村	99	22	7	128	5.5%
高萩市	244	72	5	321	1.6%	鉾田町	280	34	13	327	4.0%
北茨城市	494	194	20	708	2.8%	大洋村	202	23	7	232	3.0%
笠間市	425	119	20	564	3.5%	神栖町	211	51	13	275	4.7%
ひたちなか市	1,958	423	78	2,459	3.2%	波崎町	252	76	20	348	5.7%
常陸大宮市	1,158	368	35	1,561	2.2%	麻生町	219	46	4	269	1.5%
那珂市	662	139	19	820	2.3%	北浦町	124	28	11	163	6.7%
茨城町	452	82	15	549	2.7%	玉造町	158	33	9	200	4.5%
小川町	221	36	13	270	4.8%						
美野里町	230	99	17	346	4.9%						
大洗町	191	49	11	251	4.4%						
城里町	263	84	11	358	3.1%						
友部町	364	104	18	486	3.7%						
岩間町	232	66	11	309	3.6%						
岩瀬町	221	72	17	310	5.5%						
東海村	307	33	8	348	2.3%						
大子町	677	156	13	846	1.5%						
県北 計	11,75	3,100	446	15,30	2.9%	鹿行計	4,044	1,260	299	5,603	5.3%
市町村名	適正	おおむね適正	不適正	計	不適正率	市町村名	適正	おおむね適正	不適正	計	不適正率
土浦市	291	75	31	397	7.8%	古河市	167	69	14	250	5.6%
石岡市	333	125	33	491	6.7%	結城市	599	120	41	760	5.4%
龍ヶ崎市	232	75	18	325	5.5%	下妻市	387	205	47	639	7.4%
取手市	491	184	35	710	4.9%	水海道市	413	228	47	688	6.8%
牛久市	303	69	10	382	2.6%	坂東市	419	108	41	568	7.2%
つくば市	616	197	53	866	6.1%	筑西市	795	407	70	1,272	5.5%
守谷市	37	9	1	47	2.1%	真壁町	104	36	12	52	7.9%
稲敷市	299	72	18	389	4.6%	大和村	49	15	11	75	14.7%
かすみがうら市	293	83	20	396	5.1%	八千代町	169	106	23	298	7.7%
美浦村	75	35	6	116	5.2%	千代川村	84	43	10	137	7.3%
阿見町	281	66	14	361	3.9%	石下町	184	84	23	291	7.9%
河内町	43	8	5	56	8.9%	総和町	478	216	43	737	5.8%
玉里村	180	69	5	254	2.0%	五霞町	55	66	10	131	7.6%
八郷町	234	78	14	326	4.3%	三和町	265	101	32	398	8.0%
新治村	22	14	6	42	14.3%	境町	121	72	27	220	12.3%
伊奈町	208	71	18	297	6.1%						
谷和原村	32	16	11	59	18.6%						
利根町	74	14	1	89	1.1%						
県南 計	2,567	461	120	3,148	3.8%	県西計	4,289	1,876	451	6,616	6.8%
						県合計	2,656	6,697	1,316	30,669	4.3%

## 3 7条検査 市町村別保守点検未実施率

市町村名	検査実施 基 数	保守点検		市町村名	検査実施 基 数	保守点検	
		未実施数	未実施率			未実施数	未実施率
水戸市	437	62	14.2%	鹿嶋市	315	119	37.8%
日立市	123	2	1.6%	潮来市	30	10	33.3%
常陸太田市	347	31	8.9%	旭村	58	18	31.0%
高萩市	92	6	6.5%	鉾田町	122	49	40.2%
北茨城市	102	7	6.9%	大洋村	41	19	46.3%
笠間市	101	26	25.7%	神栖町	55	19	34.5%
ひたちなか市	587	49	8.3%	波崎町	18	6	33.3%
常陸大宮市	144	9	6.3%	麻生町	40	13	32.5%
那珂市	217	19	8.8%	北浦町	25	9	36.0%
茨城町	159	34	21.4%	玉造町	41	11	26.8%
小川町	42	23	54.8%				
美野里町	60	16	26.7%				

大洗町	37	9	24.3%				
城里町	60	5	8.3%				
友部町	47	11	23.4%				
岩間町	58	12	20.7%				
岩瀬町	66	11	16.7%				
東海村	107	10	9.3%				
大子町	162	2	1.2%				
県北 計	2,948	344	11.7%	鹿行 計	745	73	36.6%
市町村名	検査実施 基 数	保守点検		市町村名	検査実施 基 数	保守点検	
		未実施数	未実施率			未実施数	未実施率
土浦市	133	35	26.3%	古河市	62	10	16.1%
石岡市	75	20	26.7%	結城市	147	25	17.0%
龍ヶ崎市	75	26	34.7%	下妻市	84	19	22.6%
取手市	216	47	21.8%	水海道市	127	33	26.0%
牛久市	159	36	22.6%	坂東市	241	77	32.0%
つくば市	247	54	21.9%	筑西市	309	58	18.8%
守谷市	8	6	75.0%	真壁町	56	17	30.4%
稲敷市	46	9	19.6%	大和村	8	2	25.0%
かすみがうら市	79	23	29.1%	八千代町	106	30	28.3%
美浦村	42	7	16.7%	千代川村	37	19	51.4%
阿見町	76	23	30.3%	石下町	92	47	51.1%
河内町	7	6	85.7%	総和町	100	8	8.0%
玉里村	33	8	24.2%	五霞町	1		0.0%
八郷町	43	12	27.9%	三和町	107	29	27.1%
新治村	7	3	42.9%	境町	73	35	47.9%
伊奈町	47	17	36.2%				
谷和原村	8	4	50.0%				
利根町	22	2	9.1%				
県南 計	1,323	338	25.5%	県西 計	1,550	409	26.4%
				県 合計	6,566	1,364	20.8%

#### 4 16年度11条検査 市町村別保守点検未実施率

市町村名	検査実施 基 数	保守点検		市町村名	検査実施 基 数	保守点検	
		未実施数	未実施率			未実施数	未実施率
水戸市	3,205	25	0.8%	鹿嶋市	1,109	21	1.9%
日立市	179	3	1.7%	潮来市	97	1	1.0%
常陸太田市	1,412	10	0.7%	旭村	128	4	3.1%
高萩市	321	1	0.3%	鉾田町	327	10	3.1%
北茨城市	708	0	0.0%	大洋村	232	2	0.9%
笠間市	564	11	2.0%	神栖町	275	12	4.4%
ひたちなか市	2,459	21	0.9%	波崎町	348	10	2.9%
常陸大宮市	1,561	7	0.4%	麻生町	269	1	0.4%
那珂市	820	4	0.5%	北浦町	163	11	6.7%
茨城町	549	8	1.5%	玉造町	200	3	1.5%
小川町	270	5	1.9%				
美野里町	346	4	1.2%				
大洗町	251	5	2.0%				
城里町	358	1	0.3%				
友部町	486	4	0.8%				
岩間町	309	1	0.3%				
岩瀬町	310	4	1.3%				
東海村	348	5	1.4%				
大子町	846	2	0.2%				
県北 計	15,302	121	0.8%	鹿行 計	3,148	75	2.4%
市町村名	検査実施 基 数	保守点検		市町村名	検査実施 基 数	保守点検	
		未実施数	未実施率			未実施数	未実施率
土浦市	397	18	4.5%	古河市	250	4	1.6%
石岡市	491	13	2.6%	結城市	760	15	2.0%
龍ヶ崎市	325	7	2.2%	下妻市	639	24	3.8%

取手市	710	15	2.1%	水海道市	688	16	2.3%
牛久市	382	3	0.8%	坂東市	568	16	2.8%
つくば市	866	22	2.5%	筑西市	1,272	26	2.0%
守谷市	47	1	2.1%	真壁町	152	4	2.6%
稲敷市	389	8	2.1%	大和村	75	1	1.3%
かすみがうら市	396	8	2.0%	八千代町	298	7	2.3%
美浦村	116	4	3.4%	千代川村	137	4	2.9%
阿見町	361	7	1.9%	石下町	291	5	1.7%
河内町	56	3	5.4%	総和町	737	11	1.5%
玉里村	254	1	0.4%	五霞町	131	4	3.1%
八郷町	326	7	2.1%	三和町	398	11	2.8%
新治村	42	3	7.1%	境町	220	14	6.4%
伊奈町	297	8	2.7%				
谷和原村	59	8	13.6%				
利根町	89	1	1.1%				
県南 計	5,603	137	2.4%	県西 計	6,616	162	2.4%
				県 合計	30,669	495	1.6%

## 行政機関の浄化槽担当課

### ○県

生活環境部廃棄物対策課	029-301-3020 (直通)
県北地方総合事務所環境保全課	029-221-3843 (直通)
鹿行地方総合事務所環境保全課	0291-33-4111 (内線257)
県南地方総合事務所環境保全課	029-822-7048 (直通)
県西地方総合事務所環境保全課	0296-24-2211 (内線247)

### ○市町村

市町村名	担当課	TEL	市町村名	担当課	TEL
水戸市	衛生管理課	029-224-1111	龍ヶ崎市	環境衛生課	0297-64-1111
日立市	環境衛生課	0294-22-3111	取手市	環境保全課	0297-74-2141
常陸太田市	生活環境課	0294-72-3111	牛久市	生活排水課	029-873-2111
常陸大宮市	下水道課	0295-52-1111	美浦村	生活環境課	029-885-0340
那珂市	下水道課	029-298-1111	阿見町	環境課	029-888-1111
茨城町	生活環境課	029-292-1111	河内町	都市計画課	0297-84-2111
小川町	生活環境課	0299-58-2111	玉里村	生活環境課	0299-58-1111
美野里町	生活環境課	0299-48-1111	八郷町	保健衛生課	0299-43-1111
大洗町	生活環境課	029-267-5111	新治村	環境保険課	029-862-3511
友部町	生活環境課	0296-77-1101	伊奈町	都市建設課	0297-58-2111
岩間町	地域整備課	0299-37-6611	谷和原村	生活環境課	0297-52-3141
岩瀬町	環境整備課	0296-75-3111	利根町	生活環境課	0297-68-2211
東海村	環境政策課	029-282-1711	古河市	生活環境課	0280-22-5111
大子町	生活環境課	02957-2-1111	筑西市	下水道業務課	0296-24-2111
城里町	下水道課	029-288-3111	結城市	生活環境課	0296-32-1111
鹿嶋市	環境課	0299-82-2911	下妻市	環境保全課	0296-43-2111
潮来市	下水道課	0299-63-1111	水海道市	下水道課	0297-23-2111
旭村	保険衛生課	0291-37-3311	坂東市	生活環境課	0297-35-2121
銚田町	都市計画課	0294-33-2111	真壁町	都市環境課	0296-55-1111
大洋村	環境対策課	0291-39-3311	大和村	生活環境課	0296-58-5111
神栖町	環境課	0299-90-1111	八千代町	下水道課	0296-48-1111
波崎町	生活環境課	0479-44-1111	千代川村	保健センター	0296-43-5111
麻生町	環境対策課	0299-72-0811	石下町	生活環境課	0297-42-3111
北浦町	環境課	0291-35-2111	総和町	環境課	0280-92-3111
玉造町	生活環境課	0299-55-0111	五霞町	生活環境課	0280-84-1111
土浦市	環境衛生課	0298-26-1111	三和町	生活環境課	0280-76-1511
石岡市	環境保全課	0299-23-1111	境町	生活環境課	0280-81-1300

## 協会のおもな行事

### ■平成17年度4月～8月

月 日	行 事 内 容	場 所
4月 1日	職員辞令交付	協会会議室
4月26日	第5回総務・財政委員会	協会会議室
5月13日	第1回法定検査運営委員会	協会会議室
	第4回理事・支部長合同会議	協会会議室
5月24日	全浄連通常総会	グランドヒル市ケ谷
	茨城県合併浄化槽普及推進市町村協議会総会・研修会	市町村会館
5月27日	第31回通常総会	三の丸ホテル
	第1回理事・支部長合同会議	三の丸ホテル
6月10日	嘱託採水員講習会	協会会議室
6月14日	関東甲信越検査機関ブロック協議会理事会	長瀨町
6月20日	第2回理事・支部長合同会議	協会会議室
6月29日～ 7月 1日	浄化槽技術管理者講習会	水戸市民会館
7月 6日	新11条検査審査会	協会会議室
7月11日	第1回事業推進委員会	協会会議室
8月 4日	第1回総務・財政委員会	協会会議室
8月20日	霞ヶ浦環境科学センター夏まつり2005出展	霞ヶ浦環境科学センター
8月23日	第3回理事・支部長合同会議	協会会議室

### ■今後の行事予定

9月30日	全国浄化槽大会 浄化槽の日	東京會館
10月11日・12日	全国浄化槽技術研究集会	富山県
10月20日・21日	全浄連関東支部生活排水対策特別研修会	鴨川市
11月12日・13日	茨城県民まつり／環境フェア出展	つくばエクスプレス・ みらい平駅前

## 協会の業務案内

### 総務部

- 浄化槽に係る広報及び啓発
- 浄化槽の機能保証事業
- 設置届出書、保守点検及び清掃カード等の図書類販売
- 浄化槽に関する講習会開催

### 検査部

- 浄化槽の法定検査
- 水質保全に関する教育指導
- 浄化槽の設計施工及び維持管理に関する指導
- 技術的相談業務
- 各種委託事業（技術的なもの）



備前堀【水戸市】



協会の周辺には、県都を代表する那珂川と桜川があります。  
その桜川から下市の住宅街を流れ旧常澄村方面の田んぼを潤すのが備前堀です。江戸時代初期に水戸藩初代藩主徳川頼房の命により、関東郡代伊奈備前守忠次が灌漑と洪水防止のために人工的に掘った水路です。

以前は、周りの住宅街から雑排水が流入して悪臭が漂う時期もありましたが、今は下水道や浄化槽が整備されだんだんきれいになったような気がします。

川岸はきれいに整備され、歴史を感じさせる散歩道となっています。

## 協会案内図



## 交通のご案内

徒歩

JR水戸駅北口  
徒歩 15分～20分

バス

JR水戸駅北口から  
日赤入口下車  
徒歩 5～6分

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸3-11-13

## 社団法人 茨城県水質保全協会

総務部 TEL.029-227-4821 FAX.029-227-4822

E-メール ● ishk@herb.ocn.ne.jp

検査部 TEL.029-227-4836 FAX.029-227-4592

E-メール ● ishk@mx8.ttcn.ne.jp

ホームページ <http://www.e-mizu-ibaraki.com/>